



### ■ 参入相談

農業経営は、決して簡単なものではありませんが、取組次第では事業として大きなビジネスチャンスを持っています。企業の農業参入にあたり、県では総合的な支援を行います。**まずはご相談下さい。**

### ■ 営農プランの作成

どこで、どんな作物をどのように生産・販売するか。人材・技術・販路など持てる経営資源をどのように活かしていくのか。目指すべき農業経営の姿をしっかりと描くことが重要です。県では**営農プランの作成をバックアップ**します。

### ■ 農業知識・技術の習得

導入を考えている**農作物の栽培・販売に関する情報を提供**するとともに、営農開始に向けて必要な課題や検討事項、また**農業技術の習得方法等**についてお示しします。

### ■ 農地の調整・確保

県農地機構が設置され、出し手農家と個別に交渉することなく、スムーズに農地の借り入れができるようになりました。県では参入を考えている市町の農業委員会と連携を図り、**二一ズにあつた農地情報の提供**に努めます。

### ■ 農業機械・施設等の整備、資金計画の検討

農業生産を始めるためには、機械・施設などの初期投資が必要です。その負担軽減を図るため、農業参入に必要な**簡易な基盤整備、機械・施設等の整備**を支援します。

### ■ 農業経営の開始

農業参入から営農が定着するまでの間、栽培管理が軌道に乗り安定した農業生産に至るまで、**農業改良普及センターの指導員による技術・経営支援**を行います。

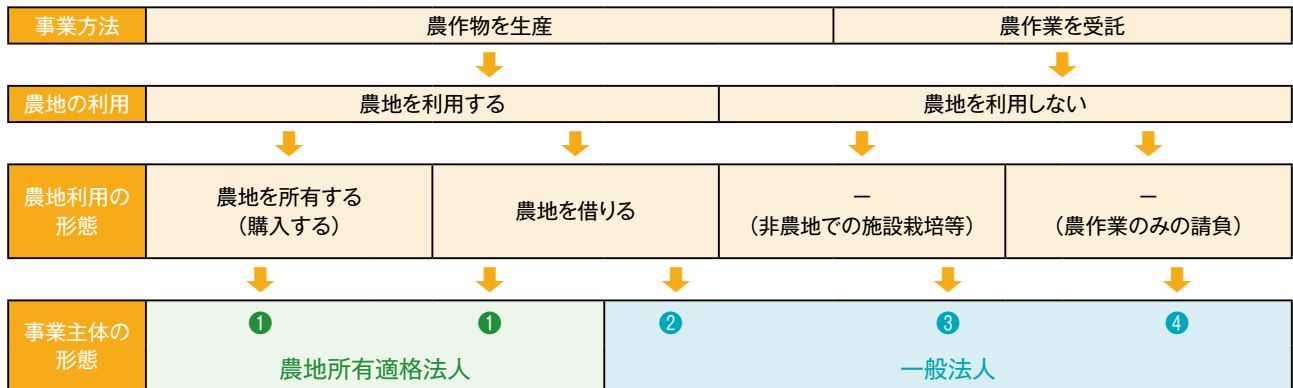
### 農業改良普及センターとは

農業参入に関する手続きや農業生産技術・経営に関する指導を行う県の機関です。

# 参入する形態を検討しましょう

農業に参入するには、農地法などによる手続きが必要です。

農地を貸借する場合は、企業がそのまま参入することも可能ですが、農地を所有する場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。



## ① 農地所有適格法人

形態	○農業部門を別法人にして参入
特徴	○農地の所有・購入が可能
要件	<p>1) 法人形態要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社(公開会社でないもの)</li> <li>○持分会社(合同・合名・合資会社の総称)</li> <li>○農事組合法人</li> </ul> <p>2) 事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主たる事業が農業と関連事業(法人の農業と関連する農産物の加工販売等)であること</li> <li>◆農業(関連事業を含む) ⇒ 売上高の過半(直近3か年)</li> </ul> <p>〔 農産物の製造・加工、貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、共同利用施設の設置等 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆その他の事業(民宿、キャンプ場、造園等)</li> </ul> <p>3) 構成員・議決権要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業関係者 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆農地の権利を提供した個人</li> <li>◆法人の農業常時従事者(原則年間150日以上従事)</li> <li>◆農作業の委託者(主要な作業を全て委託)</li> <li>◆農地等を現物出資した農地中間管理機構</li> <li>◆地方公共団体・農業協同組合</li> </ul> </li> <li>※議決権が、総議決権の1/2超</li> <li>○農業関係者以外の構成員 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆法人と継続的取引関係がない者も構成員となることが可能</li> </ul> </li> <li>※保有できる議決権は、総議決権の1/2未満</li> </ul> <p>4) 役員要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 役員の過半が農業(販売・加工を含む)の常時従事者(原則年間150日以上)であること</li> <li>② 役員又は重要な使用人(農場長等)のうち、1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)</li> </ol> <p>※農地法の改正により、平成28年4月1日から施行</p>

## ② 一般法人(農地を利用する場合)

形態	○現在の法人組織のままでも参入可能
特徴	○農地の借入が可能(購入は不可)
要件	<p>売上、議決権の要件はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主な要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆農地を適正に利用していない場合は貸借契約を解除する旨の条件が契約書面に付されていること(解除条件付き契約)</li> <li>◆地域の他の農業者との適切な役割分担等(集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など)</li> <li>◆業務執行役員が1人以上農業に常時従事(農作業に限らず、マーケティング等経営や企画に関するものも可)</li> </ul> </li> </ul>

## ③ 一般法人(非農地を利用する場合)

形態	○現在の法人組織のままでも参入可能
特徴	○非農地(山林・雑種地等)での施設栽培、畜産等
要件	○売上、議決権、役員の要件はない。(施設の建物等は森林法、都市計画法等を要確認)

## ④ 一般法人(農作業受託会社)

形態	○現在の法人組織のままでも参入可能
特徴	○農家や農業法人から農作業を受託
要件	○売上、議決権、役員の要件はない。

## 農業の知識・技術を習得しましょう

農作物の栽培は、土地や気象条件に大きく影響されますので、それに合わせて作物の生育をコントロールをする農業技術の習得が必要です。また、商品として販売するには、実需者のニーズに応える量や品質が求められ、早期に経営を安定させる栽培技術の習得、技術者の育成が重要です。社内の職員から技術者を養成するか、技術を持つ農業者から指導を受けるか、外部から技術者を雇用するか、など含めて生産管理体制を明確にすることが必要です。

### かがわアグリ塾(香川県 農政水産部 農業経営課 担い手・集落営農グループ)

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 ☎ 087-832-3406

農業に関心を持ち、農業を始めたいという強い意志がある方を対象に、作物づくりの基礎知識や栽培技術を学ぶことができる「かがわアグリ塾」を開講しています。

この「かがわアグリ塾」は、農業に対する理解を深め、さまざまな経歴を持つ方々の就農に関する不安を和らげて就農意欲を喚起し、香川県農業の新たな担い手を育成することを目的として行っています。

対象者	第1段階	農業に関心を持ち、県内で就農を希望している者や農業参入を検討している農外企業の経営者等(原則65歳未満) [30名程度×2会場]
	第2段階	第1段階修了者で具体的に就農準備を進めている者 [20名程度]
研修内容	農業の基礎(土壌、病害虫、野菜栽培等)に関する講義、栽培実習	
研修回数	第1段階:9回程度	第2段階:7回程度
経費	無料(別途、保険料など実費100円程度が必要)	
募集時期	毎年4月上旬にかがわアグリネットのHPにて募集	

### 香川県立農業大学校

〒766-0004 香川県仲多度郡琴平町榎井34-3 ☎ 0877-75-1141

農業・農村に関する基礎知識、農業経営上必要な専門知識や実践技術を習得できます。

#### ■ 就農準備研修

概要	就農に必要な基礎知識及び栽培管理技術についての研修を実施
受講資格	香川県内で販売農家を目指した就農に関心のある者
研修内容	◆新規就農に必要な農業全般に関する講座の受講 ◆野菜・花き・果樹のうち希望する作物の栽培技術を習得する農場実習
研修期間	4か月(35日程度) I期:4~7月、II期:8~11月、III期:12~3月
経費	受講料(年額17,480円)と教材費等(実費)※変更する場合があります
募集時期	毎年10月頃に香川県立農業大学校のHPにて募集

#### ■ 就農実践研修

概要	新規就農希望者を対象とした野菜・花き・果樹栽培についての実践的な技術研修や、農業機械操作に関する研修を実施
受講資格	香川県内で就農することが確実と見込まれる者
研修内容	◆営農の実践に必要な農業全般に関する講座の受講 ◆野菜・花き・果樹のうち希望する作物の栽培技術を習得する農場実習及び主要な農業機械の操作実習
研修期間	1年間(120日程度)
経費	受講料(年額41,140円)と教材費等(実費)※変更する場合があります
募集時期	毎年10月頃に香川県立農業大学校のHPにて募集

[平成28年2月現在の内容です。]

## 農地を確保しましょう

目指す農業経営のためには、どこに、どのような農地が必要なのか、広さ・条件などを整理し、参入を希望する市町農業委員会や県農地機構など関係機関に相談しましょう。

まずは、関係機関に対し構想を十分に説明し、理解を得てから農地情報を集め、さらに地権者など地域の方々と合意形成を図っていく必要があります。

地域や行政の理解や協力を得ることは、円滑に事業を進めていく上で非常に重要です。

農地の貸借については、「農地法」、「農業経営基盤強化促進法」、「農地中間管理事業の推進に関する法律」による方法がありますが、本ガイドブックでは「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農地機構を介した貸借について説明します。

### ■ 農地中間管理事業による農地の貸借

県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、規模拡大や農業参入企業、新規就農者など貸付けを希望している方に貸し付けます。

県農地機構なら安心して農地を貸借することができます。

#### 農地機構とは

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする法人として、知事の指定により都道府県に一つ設置される農地中間管理機構のこと。本県では「公益財団法人 香川県農地機構」が平成26年3月に知事の指定を受け、同年4月から業務を開始している。

**安心 1** 知事指定の公的機関です。

**安心 2** 貸し手・借り手の間で調整します。

**安心 3** 賃料の回収・支払を代行します。

#### 基本的な要件

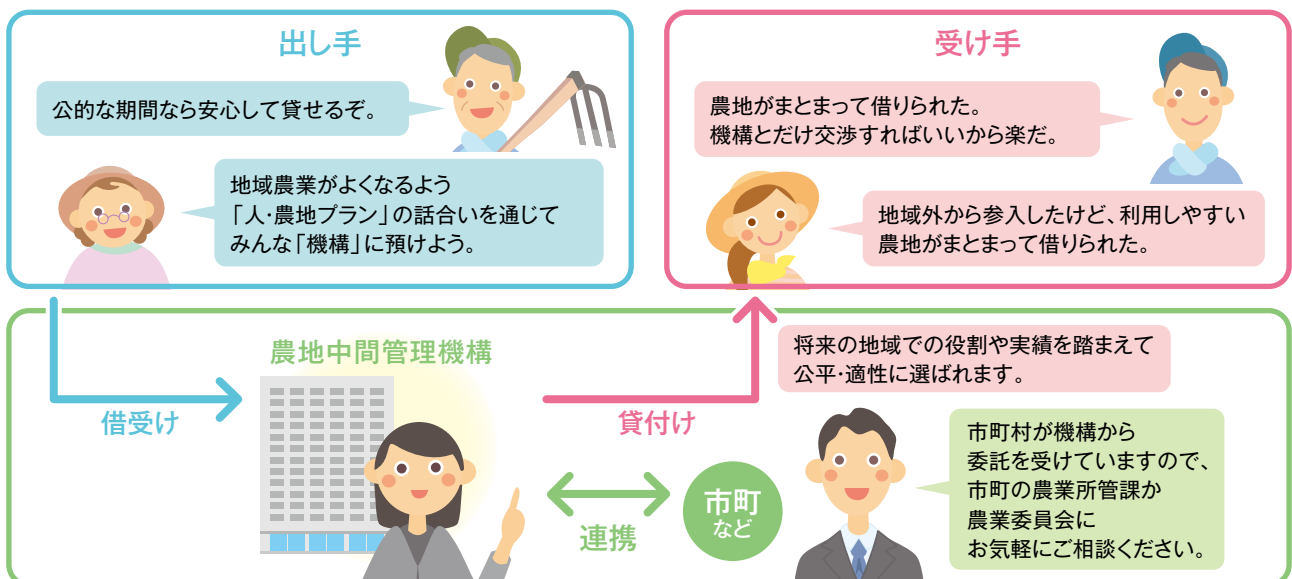
##### ■ 農地所有適格法人(平成28年4月1日以降)の場合

- ① 農地機構が公表する応募者リストに記載されていること
- ② 農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと
- ③ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すること

##### ■ 一般法人の場合 左記①~③の条件を満たすほか、次に該当すること。

- ① 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ② 法人の役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること

### 農地中間管理機構のしくみ



その他の「農地法」及び「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の貸借については、最寄りの市町農業委員会へお問い合わせください。

## 農業機械・施設等を整備しましょう

農業を始めるためには、農地の他、農業用施設や農業用機械が必要です。

農業用施設や機械は高額な物が多いため、投資計画や資金繰り等を考慮して計画的に整備する必要があります。その整備にあたっては、補助事業や農業制度資金などの支援策があります。

また、新技術や新商品を開発するための支援策も用意しています。

### 補助事業

[平成28年3月現在の事業内容(予定含む)]

事業名	主な補助対象	主な補助要件等	補助率等
農業参入サポート支援事業	<b>【簡易な基盤整備】</b> 農道、用排水施設、区画整理等、農地保全 <b>【機械・施設】</b> 農業用機械・施設(ハウス・果樹棚・灌水施設等)、集出荷機械(冷却・冷蔵用機械、乾燥・調整・貯蔵機械等)	農業参入(見込み含む)して5年度以内の者(※)で次に掲げるもの ・農業参入企業 ・企業が農業参入のために設立した農地所有適格法人 (※農業に係る事業を定款に整備するとともに、農用地の借入・買入、農作業受委託契約をしたことにより農業参入とする。	30%以内 (上限150万円)
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	耕作放棄地の再生・利用に対する支援 ・再生作業+土壌改良 ・土壌改良(2年目) ・基盤整備 ・乾燥調整施設 ・農業用機械(借上げ) ・農業用施設	・土地所有者に代わり耕作する者が確保(見込みを含む)されていること。 ・5年間以上の耕作が見込まれること。 ・農用地区域内において、市町等が行っている調査で再生利用が可能な耕作放棄地であること。 ・再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地であること。	定額 1/2以内等
かがわ中小企業応援ファンド	<b>【経営革新支援事業】</b> 経営革新計画の実施に必要な新商品・新技術の開発や販路開拓、人材育成に係る経費(原材料費、広告宣伝費、受講料等)	・経営革新計画を作成し、知事の承認を受けていること。 ・次の項目について審査を行い、採択を決定 ①市場性 ②成長性 ③実現可能性 ④地域活性化への波及効果	2/3以内 (助成額:50万円以上300万円以下)
	<b>【地域企業研究開発小規模助成事業(地域資源活用枠)】</b> うどん、オリーブなど本県の地域資源を活用した新製品開発や地域資源を利用した既存製品の改良、また高品質化・高性能化等の改良に係る経費(原材料費、委託費、市場調査費等)	・県内に主たる事業所を有する中小企業又は中小企業団体 ・次の項目について審査を行い、採択を決定 ①新規性・革新性 ②市場性 ③成長性 ④実現可能性 ⑤地域活性化への波及効果	2/3以内 (助成額:50万円以上300万円以下)
かがわ農商工連携ファンド	<b>【新商品等開発支援事業】</b> 中小企業者と農林漁業者が互いの経営資源を持ち寄り、連携して行う新商品や新サービスの開発及び販路開拓事業に係る経費(原材料費、委託費、謝金等)	・中小企業者と農林漁業者の連携体 ・次の項目について審査 ①新規性・優位性 ②市場性 ③成長性 ④実現可能性 ⑤地域への波及効果	2/3以内 (助成額:20万円以上400万円以下)

### 農業制度資金

[貸付金利は、平成28年3月1日現在]

資金の種類	対象者	資金の使途	貸付限度額	償還期限(措置期間)	融資率	貸付金利
農業近代化資金	農業参入法人	農業経営開始に必要な機械・設備の取得、農地等の改良・造成等	1.5億円	15年以内(3年以内)	80%	0.40%
経営体育成強化資金	農業参入法人	農業経営開始に必要な機械・設備の取得、農地等の改良・造成等	1.5億円	25年以内(3年以内)	80%	0.40%
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	認定農業者	農地等取得、農業施設・機械の取得及び改良等経営改善に必要な資金	法人 10億円(特認 20億円)	25年以内(10年以内)	100%	0.25~0.40%
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	認定農業者	短期運転資金(種苗代・肥料・飼料代、雇用労賃等、地代、施設・機械修繕費等)	法人 2千万円(畜産・施設園芸の場合は8千万円)	1年以内	—	1.50%